

福島県(避難区域を除く)における災害廃棄物等の処理進捗状況

H27.3.27 環境省

(1)災害廃棄物について(平成27年2月末現在)

- 福島県(内陸部を含む)全体で、39市町村のうち、34市町村で災害廃棄物の処理完了(推計量の96%を完了)。
- 沿岸5市町で、災害廃棄物の処理が約155万トン、93%完了。うち、これまでに処理を実施した災害廃棄物の再生処理量は、約126万トンで、その割合は81%。
- 新地町で災害廃棄物の処理が完了。
- 相馬市及びいわき市で、災害廃棄物の仮置場への搬入が完了。



H24.3.21撮影

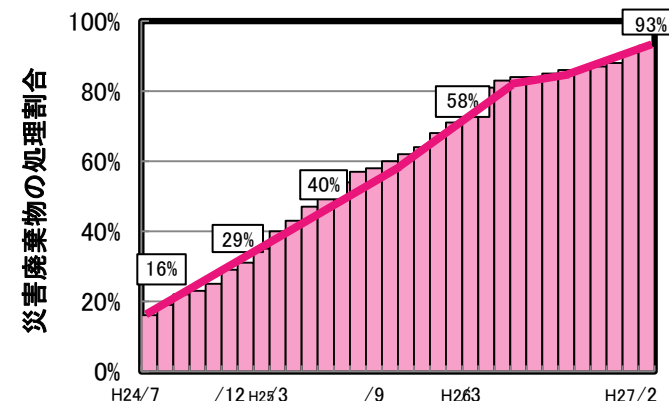


H27.3.12撮影

仮置場の解消事例(福島県いわき市)

(2)津波堆積物について(平成27年2月末現在)

- 沿岸5市町で、津波堆積物の処理が約131万トン、96%完了。うち、津波堆積物の再生処理量は、約124万トンで、その割合は95%。
- 新地町及び相馬市で津波堆積物の処理が完了。
- 広野町及びいわき市で、津波堆積物の仮置場への搬入が完了。



福島県沿岸市町村の災害廃棄物の処理実績

(3)国の代行処理について

災害廃棄物処理特別措置法に基づき、4市町から災害廃棄物(可燃物)の代行処理の要請を受け、国が処理を実施中。

- 新地町:平成26年3月に仮設焼却炉(相馬市に設置)における可燃物の処理を完了。
- 相馬市:平成26年11月に仮設焼却炉(相馬市に設置)における可燃物の処理を完了。
- 広野町:仮設減容化処理施設の建設工事中。平成27年6月から処理開始予定。
- 南相馬市:平成27年1月に、仮設減容化処理施設における代行処理業務について契約。

()内は前月の数値 平成27年2月末現在

	災害廃棄物等推計量(万トン)	災害廃棄物			津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万トン)	処理		推計量(万トン)	処理		
			量(万トン)	割合(%)		量(万トン)	割合(%)	
沿岸5市町	304	167	155 (151)	93 (91)	137	131 (129)	96 (94)	13 (14)
福島県全体	410	273	262 (258)	96 (94)	(沿岸5市町のみ)			14 (16)

沿岸市町毎の災害廃棄物等の処理状況

市町名	災害廃棄物等推計量 (千t)	災害廃棄物										津波堆積物							
		推計量 (千t)	仮置場への搬入		処理								推計量 (千t)	仮置場への搬入		処理			
			量 (千t)	割合 (%)	仮置場設置数	処理量 注1 (千t)	再生処理量 注2 (千トン)	焼却(燃料利用) (千トン)	焼却処理量 (千トン)	埋立処理量 (千トン)	割合 (%)	量 (千t)		割合 (%)	処理量 注1 (千t)	再生処理量 注2 (千トン)	埋立処理量 (千トン)	割合 (%)	
新地町	150	126	126	100	0	126	106	1	18	1	100	24	24	100	24	24	0	100	
相馬市	780	297	297	100	2	297	227	0	68	2	99.8	483	483	100	483	483	0	100	
南相馬市(避難区域を除く) 注3	1,113	507	493	97.2	6	413	380	0	1	32	81.5	606	554	91.4	554	554	0	91.4	
広野町注3	60	55	54	96.8	1	32	30	0	1	1	58.6	5	5	100	1	1	0	28.3	
いわき市	937	683	683	100	4	683	518	0	20	145	99.9	254	254	100	252	174	78	99.1	
5市町計	3,040	1,669	1,653	99.0	13	1,551	1,261	1	108	181	93.0	1,371	1,319	96.2	1,314	1,236	78	95.8	

注1)処理量:破碎・選別等により有価売却、焼却、埋立処分等により処理(再生利用するために処理されて資材として保管しているものを含む)された量。

注2)再生処理量:チップ化した木くず、リサイクルした金属くずやコンクリートくず等の量を再生資材化の段階で計上。

注3)広野町と南相馬市については、選別後の可燃物について、国が代行処理することとなり、現在仮設処理施設の設置に向けて準備中であり、処理施設での処理が開始するまで未処理。

平成27年2月末現在

	災害廃棄物			津波堆積物		
	家屋解体	仮置場搬入	処理	仮置場搬入	処理	再生利用先の調整等
新地町	完了	完了	・完了	完了	完了	・防災緑地で使用済。
相馬市	完了	完了	・不燃物:破碎・選別処理中 ・可燃物:11月末に処理完了	完了	完了	・県の防災林造成事業、事業用地造成事業での使用に向けて調整中。
南相馬市(避難区域を除く)	2,039件のうち、1,809件の解体を完了	継続中	・不燃物:破碎・選別処理中(市で選別機の増加に向けて調整中) ・選別された可燃物:国で設置する仮設焼却炉で処理予定(平成28年処理開始に向けて準備中)	継続中	選別処理中	・市の海岸防災林造成事業で使用予定。
広野町	残り11件	継続中	・不燃物:破碎・選別処理中 ・可燃物:国の代行による仮設減容化処理施設で処理予定。施設は建設工事中	完了	選別処理中	・県の防災緑地での使用に向けて調整中。 ・一部を除染廃棄物置場整地に使用。
いわき市	完了	完了	・不燃物等の処理を実施中	完了	選別処理中	・県の防災緑地整備事業で使用。

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
- 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
- このうち、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。

帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 檜葉町、川内村及び大熊町の3町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了(平成26年3月末)。
- その他の市町村についても、処理計画における搬入完了目標に向けて、対象となる帰還の妨げとなる廃棄物の早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成27年2月末現在、約43万トン完了。種類別の処理の状況は次のとおり。

(1) 津波による災害廃棄物の処理

- 仮置場が整備されたところから順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

【平成27年2月以降の動き】

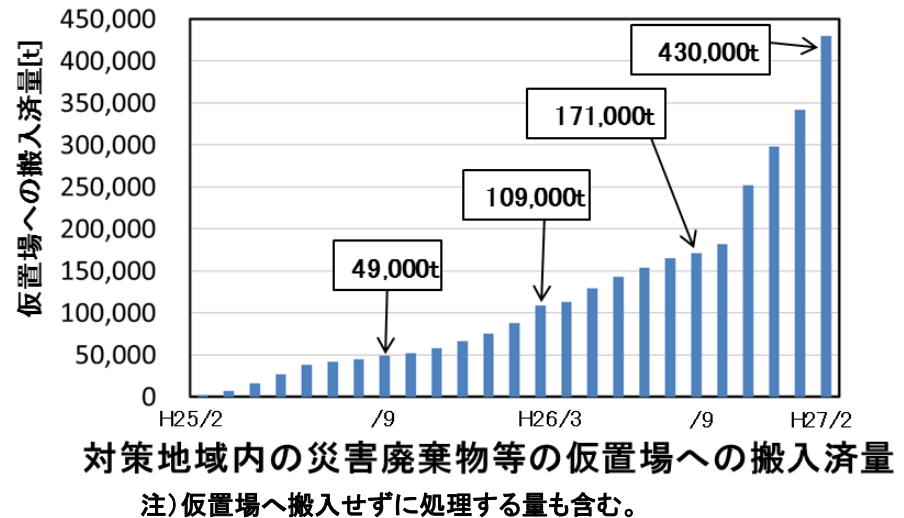
- 南相馬市旧警戒区域内における津波被災地のがれきの撤去及び仮置場への搬入の完了について報道発表(3月6日)。

(2) 被災家屋等の解体撤去

- 被災家屋等解体関連受付・調査を行い、順次被災家屋等の解体撤去を実施中。
- 解体撤去申請の受付は約4,700件、解体撤去は約550件実施済み。

(3) 家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、帰還の準備を行う方の希望に応じて家の片付けごみの回収を実施中(8市町村で実施中、2町村で一通り実施済)。
- 回収した廃棄物の一部は既設の焼却施設(南相馬市はクリーン原町センター、檜葉町は南部衛生センター)で処理中。



撤去前(平成26年1月)



撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年3月27日現在)

(1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち2箇所においては原状復旧済)。
- 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。
<http://taisakuchiiki-daiko.env.go.jp/>



双葉町中野地区における仮置場の整備状況(平成27年3月)

(2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村(7施設)において事業者との契約を終え、うち、4施設は稼働中、3施設は建設工事中(うち、1施設は4月竣工予定)。



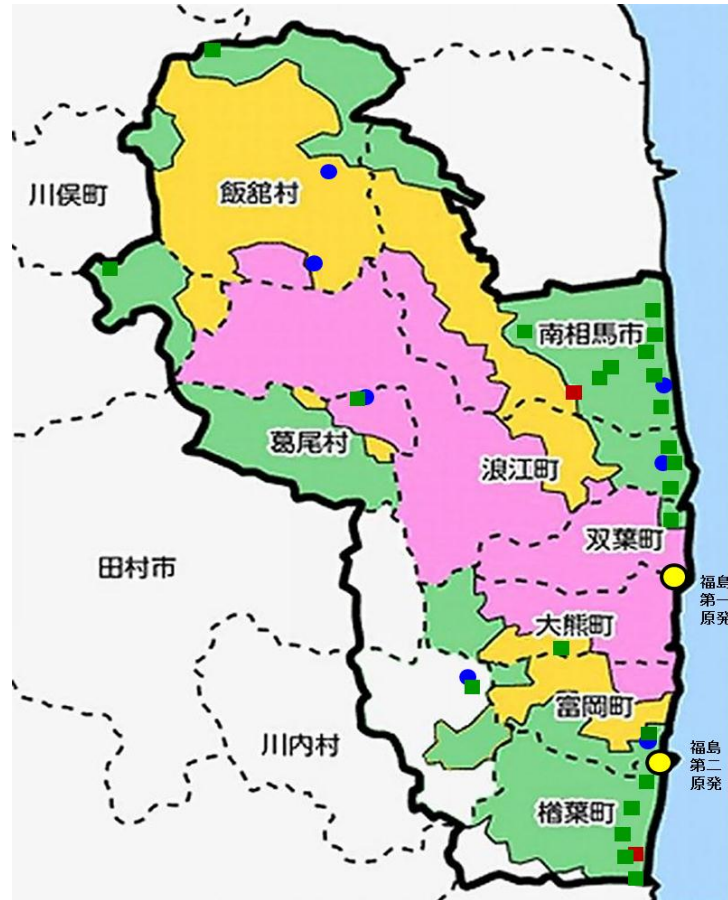
富岡町における仮設焼却施設(平成27年3月)

稼働中	飯舘村(小宮地区)、川内村、富岡町、南相馬市
建設工事中	葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)
地元調整中	楢葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町



葛尾村における仮設焼却施設の建設状況(平成27年3月)

※田村市については既存の処理施設で処理中。



【仮置場の確保状況】
 ■: 供用開始済
 ■: 原状復旧済

● 仮設焼却施設
 (建設工事中含む)

□ 汚染廃棄物対策地域 □ 避難指示解除準備区域
 ■ 居住制限区域 ■ 帰還困難区域

国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年3月27日現在)

市町村	災害廃棄物等 推定量(t)	帰還の妨げとなる 廃棄物の仮置場 への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
南相馬市	260,000	平成25年度 (一部平成26年度にずれ 込む見込み)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、<u>270,000トン(平成27年2月末現在)</u>を仮置場へ搬入済み。 ○旧警戒区域内における津波被災地域のがれきの撤去及び仮置場への搬入の完了について報道発表(3月6日)。 ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約1,500件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施し、クリーン原町センターで処理中。
浪江町	289,000	平成27年度 (家の片付けごみは、平 成26年度内の搬入完了 を目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、<u>87,000トン(平成27年2月末現在)</u>を仮置場へ搬入済。 ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約520件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施中。
双葉町	13,000	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ○津波被災地の災害廃棄物の選別・撤去作業を実施中。 ○家の片付けごみについて一通り回収完了。
大熊町	3,900	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ○家の片付けごみの回収を実施中。
富岡町	105,000	平成27年度 (粗大ごみを除く家の片 付けごみは、平成26年 度内の搬入完了を目標)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、<u>10,000トン(平成27年2月末現在)</u>を仮置場へ搬入済。 ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約560件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施中。
檜葉町	76,000	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物等について、<u>54,000トン(平成27年2月末現在)</u>を仮置場へ搬入済。 ○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約900件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施し、南部衛生センターで処理中。

国直轄による福島県内市町村毎の災害廃棄物等の処理進捗状況(平成27年3月27日現在)

市町村	災害廃棄物等推定量(t)	帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標	災害廃棄物等の処理状況
飯舘村	42,000	平成26年度	○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約970件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施中。
川俣町	3,300	平成26年度	○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通り終えたところ(約10件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみの回収を実施中。
葛尾村	6,700	平成26年度	○被災家屋・荒廃家屋等の解体撤去申請を受付中(約110件)。 ○家の片付けごみの回収を実施中。
田村市	2,300	※仮置場は設置しない方針	○被災家屋等(19件)の解体撤去済。
川内村	2,500	平成25年度	○被災家屋等の解体撤去申請の受付を一通りを終えたところ(約80件)。 ○被災家屋等の解体撤去を実施中。 ○家の片付けごみについて一通り回収完了。
合計	802,000		

※1: 災害廃棄物等の推定量は処理計画に基づくもので、津波による災害廃棄物と災害廃棄物処理の一環としての被災家屋等の解体に伴う廃棄物、家の片付けごみが含まれる。帰還困難区域の災害廃棄物等の量は、今後、帰還困難区域における処理方針を踏まえて推定することとし、含めていない。

※2: 家の片付けごみは、帰還準備を行う住民の方の希望に応じて回収を実施しており、帰還の妨げとなる腐敗する生活系ごみを優先的に回収している。

※3: 「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ、特に緊急性の高い損壊家屋の解体に伴う廃棄物等。

※4: 推定量や仮置場への搬入済量については、有効数字2桁で四捨五入。但し、10万トン以上の場合は、1,000トン未満を四捨五入。

※5: 仮置場への搬入済量には、仮置場を経由せずに処理された量も含む。